

はじめに

裁判に関する報道で「門前払い」判決という言葉が聞かれたことがあるかと思います。訴えを起こす場合には一定の要件・形式を満たしていることが必要ですが、この要件を満たしていないために、原告の訴えの中身（本案）を審理することなく、門前払いとする判決です。

これは裁判所において求めるものですが、行政(お役所)においても裁判類似の制度が整備されていることもあります。行政不服審査とか行政審判と言われるものがそれにあたります。裁判所と同じという訳にはいきませんが、裁判所より概ね簡易迅速で、費用もかからないので、利用する側からすれば、利用しやすいというのが利点ではと思います。

労働委員会もこうしたお役所の一つで、1) 個別労働紛争のあっせん（労働者個人と使用者との間の労働条件などに関する紛争を話し合いで解決できるようお手伝いする制度）、2) 労働争議の調整（労働組合と使用者間の紛争をあっせん・調停・仲裁という形で解決の方向へ導く制度）、3) 不当労働行為の審査（使用者が不当労働行為を行ったと思われる場合に救済申立てを行い該当する場合には救済命令を出す制度）という概ね3つの役割を担っています。

ここでは3) の不当労働行為の審査につき出された一つの命令について考えたいと思います。

## 一、門前払い命令（判決、決定、審決など）

先に裁判につき述べましたが、これと同様に申立書に記載されなければならない事項に誤りがある場合、要件を満たさないものとして救済申立ては門前払い（却下）されます（労働委員会規則 33 条）。

この場合の要件とは、申立人と被申立人（団体名）とその住所、不当労働行為を構成する具体的事実、請求する救済の内容、申立ての日付（32 条 2 項）の記載ですが、口頭でもよく（3 項）、また記載に誤りがあれば、補正させることができる（4 項）との定めがあり、補正されない場合には却下することができる（33 条）とされています。

## 二、本案に乗せるという判断

ところが、都道府県の命令によっては被申立人（団体名）に誤った記載があったにも関わらずこれを修正して門前払い（却下）せずに請求の中身（本案）に乗せるという判断をしたものがありました。誤記を指摘し、委員会（公益委員会議）が命令書の中で修正し中身（本案）に乗せて審理を行ったのです。

話は変わりますが、私は大学教員を生業としている関係でゼミを担当しています。そこで、ゼミの学生さんに、申立人より行政不服審査が申立てられ、教示（被申立人、申立期間等を示す）がなされたところ申立人が教示の内容を十分にくみ取れず、一部誤った申立てがなされた場合、この申立ては本案の審理の対象となると思いますか、とお尋ねしたところ全員が、厳しいのではとの意見でした。ただ、この場合にも行政不服審査法は口頭での申立てを認めているので申立人

の申立内容を聴き取り、確認を取りながら申立ての内容を確定することはできるのではとも思われます。

話を元に戻しますが、労働委員会規則においても口頭での申立ても認められており(32条3項)、本命令のように申立人の申立て内容を踏まえて確認して補正する余地もあるのではとも考えられます。かなり丁寧に当事者から聴き取りを行った労作とも思われます。

おわりに～労働委員会の役割

各労働委員会において、この命令と同様の処理を行い、本案審理を行うという訳ではなく一事例に過ぎませんが、このような形でできるだけ本案に乗せようとする命令のあるところに、労働委員会の性質を垣間見ることができると思われます。即ち、辛抱強く対話を続けるという枠組みをつくること、労働組合と使用者の対話の基盤を継続的に形成しておくことが、当事者にとって、当該事案のみならず、また将来起こるかもしれないもめごとの解決に繋がるかの発想があるのではないのでしょうか。

労働委員会のこのような対話重視の視点は、個別労働紛争のあっせん、労働争議の調整にもあるように思います。仮に、あっせん・調停・仲裁が不成立になった場合でも、それをきっかけにして労使の対話が進む場合もあります。こうした場合は労働委員会の当該関与は大きな意味があったと思われます。

多くの方々（組織、個人）に労働委員会をご活用頂ければと存じます。